

承認事項案文一覧

～ 目 次 ～

Ⅲ 人事委員会承認事項の一部改正

- 1 局長級職員の成績率の運用に関する要綱の制定について（1頁）
- 2 成績率の運用に関する要綱の制定について（全任命権者）（2頁）

別紙

「局長級職員の成績率の運用に関する要綱の制定について」（平成23年3月24日付22人委任第131号承認）について、下記のとおり改正する。

記

改正案	現行
<p>局長級職員の成績率の運用に関する要綱</p> <p>第1及び第2（現行のとおり）</p> <p>（成績率の内容）</p> <p>第3（現行のとおり）</p> <p>2 前項の各段階の割合は次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 上位 10000分の10500超10000分の12443以下の範囲で、支給の都度知事が定め、支給日までに人事委員会へ報告する。</p> <p>(2) 中位 10000分の9765以上10000分の10500以下の範囲で、支給の都度知事が定め、支給日までに人事委員会へ報告する。</p> <p>(3) 下位 10000分の9240</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、総務局長が別に定めるものの成績率は、10000分の10500とする。</p> <p>第4から第8まで（現行のとおり）</p> <p>附則</p> <p>この要綱は、平成29年12月2日から施行し、平成29年12月1日から適用する。</p>	<p>局長級職員の成績率の運用に関する要綱</p> <p>第1及び第2（略）</p> <p>（成績率の内容）</p> <p>第3（略）</p> <p>2 前項の各段階の割合は次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 上位 10000分の9500超10000分の10867以下の範囲で、支給の都度知事が定め、支給日までに人事委員会へ報告する。</p> <p>(2) 中位 10000分の8835以上10000分の9500以下の範囲で、支給の都度知事が定め、支給日までに人事委員会へ報告する。</p> <p>(3) 下位 10000分の8360</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、総務局長が別に定めるものの成績率は、10000分の9500とする。</p> <p>第4から第8まで（略）</p>

「成績率の運用に関する要綱の制定について」(平成15年3月25日付14人委任第216号承認)について、下記のとおり改正する。

記

改正案	現行
<p>成績率の運用に関する要綱</p> <p>第1から第3まで (現行のとおり)</p> <p>(行 (一) 5級等職員の成績率の内容)</p> <p>第4 (現行のとおり)</p> <p>2 (現行のとおり)</p> <p>(1) 最上位 (現行のとおり)</p> <p>(2) 上位 (現行のとおり)</p> <p>(3) 中位 <u>10000分の12090</u></p> <p>(4) 下位 <u>10000分の11440</u></p> <p>(5) 最下位 (現行のとおり)</p> <p>(行 (一) 4級等職員の成績率の内容)</p> <p>第5 (現行のとおり)</p> <p>2 (現行のとおり)</p> <p>(1) 最上位 (現行のとおり)</p> <p>(2) 上位 (現行のとおり)</p> <p>(3) 中位(A) (現行のとおり)</p> <p>(4) 中位(B) <u>10000分の11280</u></p>	<p>成績率の運用に関する要綱</p> <p>第1から第3まで (略)</p> <p>(行 (一) 5級等職員の成績率の内容)</p> <p>第4 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1) 最上位 (略)</p> <p>(2) 上位 (略)</p> <p>(3) 中位 <u>10000分の11160</u></p> <p>(4) 下位 <u>10000分の10560</u></p> <p>(5) 最下位 (略)</p> <p>(行 (一) 4級等職員の成績率の内容)</p> <p>第5 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1) 最上位 (略)</p> <p>(2) 上位 (略)</p> <p>(3) 中位(A) (略)</p> <p>(4) 中位(B) <u>10000分の10340</u></p>

- (5) 下位 10000分の10680
- (6) 最下位 (現行のとおり)

(行政系課長代理等職員の成績率の内容)

第6 (現行のとおり)

2 (現行のとおり)

- (1) 最上位 (現行のとおり)
- (2) 上位 (現行のとおり)
- (3) 中位 10000分の9500
- (4) 下位 10000分の8900
- (5) 対象外 10000分の10000

(行政系主任級以下及び技能系等職員の成績率の内容)

第7 (現行のとおり)

2 (現行のとおり)

- (1) 上位 (現行のとおり)
- (2) 中位 10000分の9600
- (3) 下位 10000分の9000
- (4) 対象外 10000分の10000

(再任用管理職員の成績率の内容)

第8 (現行のとおり)

2 (現行のとおり)

- (1) 上位 (現行のとおり)
- (2) 中位 10000分の5405
- (3) 下位 10000分の5117.5

- (5) 下位 10000分の9790
- (6) 最下位 (略)

(行政系課長代理等職員の成績率の内容)

第6 (略)

2 (略)

- (1) 最上位 (略)
- (2) 上位 (略)
- (3) 中位 10000分の8550
- (4) 下位 10000分の8010
- (5) 対象外 10000分の9000

(行政系主任級以下及び技能系等職員の成績率の内容)

第7 (略)

2 (略)

- (1) 上位 (略)
- (2) 中位 10000分の8640
- (3) 下位 10000分の8100
- (4) 対象外 10000分の9000

(再任用管理職員の成績率の内容)

第8 (略)

2 (略)

- (1) 上位 (略)
- (2) 中位 10000分の4935
- (3) 下位 10000分の4672.5

(再任用行政系課長代理等職員の成績率の内容)

第9 (現行のとおり)

2 (現行のとおり)

- (1) 上位 (現行のとおり)
- (2) 中位 10000分の4512.5
- (3) 下位 10000分の4227.5
- (4) 対象外 10000分の4750

(再任用行政系主任級以下及び再任用技能系等職員の成績率の内容)

第10 (現行のとおり)

2 (現行のとおり)

- (1) 上位 (現行のとおり)
- (2) 中位 10000分の4560
- (3) 下位 10000分の4275
- (4) 対象外 10000分の4750

第11から第22まで (現行のとおり)

附 則

この要綱は、平成29年12月22日から施行し、平成29年12月1日から適用する。

(再任用行政系課長代理等職員の成績率の内容)

第9 (略)

2 (略)

- (1) 上位 (略)
- (2) 中位 10000分の4037.5
- (3) 下位 10000分の3782.5
- (4) 対象外 10000分の4250

(再任用行政系主任級以下及び再任用技能系等職員の成績率の内容)

第10 (略)

2 (略)

- (1) 上位 (略)
- (2) 中位 10000分の4080
- (3) 下位 10000分の3825
- (4) 対象外 10000分の4250

第11から第22まで (略)

教育、行政系

成績率の運用に関する要綱（平成15年3月25日付14人委任第216号承認）について、下記のとおり改正する。

記

改正案	現行
<p>成績率の運用に関する要綱</p> <p>第1から第3まで（現行のとおり）</p> <p>（行（一）5級等職員の成績率の内容）</p> <p>第4（現行のとおり）</p> <p>2（現行のとおり）</p> <p>（1）最上位（現行のとおり）</p> <p>（2）上位（現行のとおり）</p> <p>（3）中位 <u>10000分の12090</u></p> <p>（4）下位 <u>10000分の11440</u></p> <p>（5）最下位（現行のとおり）</p> <p>（行（一）4級等職員の成績率の内容）</p> <p>第5（現行のとおり）</p> <p>2（現行のとおり）</p> <p>（1）最上位（現行のとおり）</p> <p>（2）上位（現行のとおり）</p> <p>（3）中位(A)（現行のとおり）</p> <p>（4）中位(B) <u>10000分の11280</u></p>	<p>成績率の運用に関する要綱</p> <p>第1から第3まで（略）</p> <p>（行（一）5級等職員の成績率の内容）</p> <p>第4（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（1）最上位（略）</p> <p>（2）上位（略）</p> <p>（3）中位 <u>10000分の11160</u></p> <p>（4）下位 <u>10000分の10560</u></p> <p>（5）最下位（略）</p> <p>（行（一）4級等職員の成績率の内容）</p> <p>第5（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（1）最上位（略）</p> <p>（2）上位（略）</p> <p>（3）中位(A)（略）</p> <p>（4）中位(B) <u>10000分の10340</u></p>

(5) 下位 10000分の10680

(6) 最下位 (現行のとおり)

(行政系課長代理等職員の成績率の内容)

第6 (現行のとおり)

2 (現行のとおり)

(1) 最上位 (現行のとおり)

(2) 上位 (現行のとおり)

(3) 中位 10000分の9500

(4) 下位 10000分の8900

(5) 対象外 10000分の10000

(行政系主任級以下及び技能系等職員の成績率の内容)

第7 (現行のとおり)

2 (現行のとおり)

(1) 上位 (現行のとおり)

(2) 中位 10000分の9600

(3) 下位 10000分の9000

(4) 対象外 10000分の10000

(再任用管理職員の成績率の内容)

第8 (現行のとおり)

2 (現行のとおり)

(1) 上位 (現行のとおり)

(2) 中位 10000分の5405

(3) 下位 10000分の5117.5

(5) 下位 10000分の9790

(6) 最下位 (略)

(行政系課長代理等職員の成績率の内容)

第6 (略)

2 (略)

(1) 最上位 (略)

(2) 上位 (略)

(3) 中位 10000分の8550

(4) 下位 10000分の8010

(5) 対象外 10000分の9000

(行政系主任級以下及び技能系等職員の成績率の内容)

第7 (略)

2 (略)

(1) 上位 (略)

(2) 中位 10000分の8640

(3) 下位 10000分の8100

(4) 対象外 10000分の9000

(再任用管理職員の成績率の内容)

第8 (略)

2 (略)

(1) 上位 (略)

(2) 中位 10000分の4935

(3) 下位 10000分の4672.5

(再任用行政系課長代理等職員の成績率の内容)

第9 (現行のとおり)

2 (現行のとおり)

(1) 上位 (現行のとおり)

(2) 中位 10000分の4512.5

(3) 下位 10000分の4227.5

(4) 対象外 10000分の4750

(再任用行政系主任級以下及び再任用技能系等職員の成績率の内容)

第10 (現行のとおり)

2 (現行のとおり)

(1) 上位 (現行のとおり)

(2) 中位 10000分の4560

(3) 下位 10000分の4275

(4) 対象外 10000分の4750

第11から第22まで (現行のとおり)

附 則

この要綱は、平成29年12月2日から施行し、平成29年12月1日から適用する。

(再任用行政系課長代理等職員の成績率の内容)

第9 (略)

2 (略)

(1) 上位 (略)

(2) 中位 10000分の4037.5

(3) 下位 10000分の3782.5

(4) 対象外 10000分の4250

(再任用行政系主任級以下及び再任用技能系等職員の成績率の内容)

第10 (略)

2 (略)

(1) 上位 (略)

(2) 中位 10000分の4080

(3) 下位 10000分の3825

(4) 対象外 10000分の4250

第11から第22まで (略)

教員

教育職員等の成績率の運用に関する要綱（平成8年3月29日付7人委任第223号承認）について、下記のとおり改正する。

記

改正案	現行
<p>教育職員等の成績率の運用に関する要綱</p> <p>第1から第3まで（現行のとおり）</p> <p>（教育5級等職員の成績率の内容）</p> <p>第4（現行のとおり）</p> <p>2（現行のとおり）</p> <p>(1) 最上位（現行のとおり）</p> <p>(2) 上位（現行のとおり）</p> <p>(3) 中位 $10000分の11280$</p> <p>(4) 下位 $10000分の10680$</p> <p>(5) 最下位（現行のとおり）</p> <p>（教育監督職等職員の成績率の内容）</p> <p>第5（現行のとおり）</p> <p>2（現行のとおり）</p> <p>(1) 最上位（現行のとおり）</p> <p>(2) 上位（現行のとおり）</p> <p>(3) 中位 $10000分の9500$</p> <p>(4) 下位 $10000分の8900$</p> <p>(5) 対象外 $10000分の10000$</p> <p>（教育一般職員の成績率の内容）</p> <p>第6（現行のとおり）</p> <p>2（現行のとおり）</p> <p>(1) 上位（現行のとおり）</p> <p>(2) 中位 $10000分の9600$</p>	<p>教育職員等の成績率の運用に関する要綱</p> <p>第1から第3まで（略）</p> <p>（教育5級等職員の成績率の内容）</p> <p>第4（略）</p> <p>2（略）</p> <p>(1) 最上位（略）</p> <p>(2) 上位（略）</p> <p>(3) 中位 $10000分の10340$</p> <p>(4) 下位 $10000分の9790$</p> <p>(5) 最下位（略）</p> <p>（教育監督職等職員の成績率の内容）</p> <p>第5（略）</p> <p>2（略）</p> <p>(1) 最上位（略）</p> <p>(2) 上位（略）</p> <p>(3) 中位 $10000分の8550$</p> <p>(4) 下位 $10000分の8010$</p> <p>(5) 対象外 $10000分の9000$</p> <p>（教育一般職員の成績率の内容）</p> <p>第6（略）</p> <p>2（略）</p> <p>(1) 上位（略）</p> <p>(2) 中位 $10000分の8640$</p>

- (3) 下位 10000分の9000
- (4) 対象外 10000分の10000

(再任用教育管理職員の成績率の内容)

- 第7 (現行のとおり)
- 2 (現行のとおり)
- (1) 上位 (現行のとおり)
- (2) 中位 10000分の5405
- (3) 下位 10000分の5117.5

(再任用教育監督職等職員の成績率の内容)

- 第8 (現行のとおり)
- 2 (現行のとおり)
- (1) 上位 (現行のとおり)
- (2) 中位 10000分の4512.5
- (3) 下位 10000分の4227.5
- (4) 対象外 10000分の4750

(再任用教育一般職員の成績率の内容)

- 第9 (現行のとおり)
- 2 (現行のとおり)
- (1) 上位 (現行のとおり)
- (2) 中位 10000分の4560
- (3) 下位 10000分の4275
- (4) 対象外 10000分の4750

第10から第20まで (現行のとおり)

附 則

この要綱は、平成29年12月22日から施行し、平成29年12月1日から適用する。

- (3) 下位 10000分の8100
- (4) 対象外 10000分の9000

(再任用教育管理職員の成績率の内容)

- 第7 (略)
- 2 (略)
- (1) 上位 (略)
- (2) 中位 10000分の4935
- (3) 下位 10000分の4672.5

(再任用教育監督職等職員の成績率の内容)

- 第8 (略)
- 2 (略)
- (1) 上位 (略)
- (2) 中位 10000分の4037.5
- (3) 下位 10000分の3782.5
- (4) 対象外 10000分の4250

(再任用教育一般職員の成績率の内容)

- 第9 (略)
- 2 (略)
- (1) 上位 (略)
- (2) 中位 10000分の4080
- (3) 下位 10000分の3825
- (4) 対象外 10000分の4250

第10から第20まで (略)

「勤勉手当の成績率に関する運用要綱」（平成8年3月29日付7人委任第223号承認）について、下記のとおり改正する。

整視

改正案	現行
<p>勤勉手当の成績率に関する運用要綱 第1から第8まで（現行のとおり）</p> <p><u>附則</u> <u>この要綱は、平成29年12月22日から施行し、平成29年12月1日</u> <u>から適用する。</u></p>	<p>勤勉手当の成績率に関する運用要綱 第1から第8まで（略）</p>

改正案

現行

別表第1

理事官職の成績率

成績率の段階	勤務評定	割合	合
最上位	A	支給の都度定める。	
上位	B	支給の都度定める。	
中位	C	10000分の12090	
下位	D	10000分の11830	
最下位	E	10000分の9490	
備考	最上位及び上位の成績率は、支給日までに人事委員会へ報告する。		

別表第1

理事官職の成績率

成績率の段階	勤務評定	割合	合
最上位	A	支給の都度定める。	
上位	B	支給の都度定める。	
中位	C	10000分の11160	
下位	D	10000分の10920	
最下位	E	10000分の8760	
備考	最上位及び上位の成績率は、支給日までに人事委員会へ報告する。		

別表第2

管理官職の成績率

成績率の段階	勤務評定	割合	合
最上位	A	支給の都度定める。	
上位	B	支給の都度定める。	
中位	C	10000分の11280	
下位	D	10000分の11040	
最下位	E	10000分の8880	
備考	最上位及び上位の成績率は、支給日までに人事委員会へ報告する。		

別表第2

管理官職の成績率

成績率の段階	勤務評定	割合	合
最上位	A	支給の都度定める。	
上位	B	支給の都度定める。	
中位	C	10000分の10340	
下位	D	10000分の10120	
最下位	E	10000分の8140	
備考	最上位及び上位の成績率は、支給日までに人事委員会へ報告する。		

別表第3

係長職の成績率

成績率の段階	勤務評定	割合	合
最上位	A	支給の都度定める。	
上位	B	支給の都度定める。	
中位	C	10000分の9500	
下位	D	10000分の9400	
最下位	E	10000分の8900	
備考	最上位及び上位の成績率は、支給日までに人事委員会へ報告する。		

別表第3

係長職の成績率

成績率の段階	勤務評定	割合	合
最上位	A	支給の都度定める。	
上位	B	支給の都度定める。	
中位	C	10000分の8550	
下位	D	10000分の8460	
最下位	E	10000分の8010	
備考	最上位及び上位の成績率は、支給日までに人事委員会へ報告する。		

改正案

現行

別表第4

係長職警部補の成績率

成績率の段階	基準	割合	合
最上位	成績率対象者である職員のうち、10%程度の者	支給の都度定める。	
上位	成績率対象者である職員のうち、30%程度の者から最上位の職員を除いた者	支給の都度定める。	
中位	最上位、上位、下位以外の者	10000分の9500	
下位	実績評定欄の評定が甲、乙ともにE評定の者	10000分の8900	
備考	最上位及び上位の成績率は、支給日までに人事委員会へ報告する。		

別表第5

副主査職等の成績率

成績率の段階	基準	割合	合
最上位	成績率対象者である職員のうち、5%程度の者	支給の都度定める。	
上位	成績率対象者である職員のうち、30%程度の者から最上位の職員を除いた者	支給の都度定める。	
中位	最上位、上位、下位以外の者	10000分の9600	
下位	実績評定欄の評定が甲、乙ともにE評定の者	10000分の9000	
備考	最上位及び上位の成績率は、支給日までに人事委員会へ報告する。		

別表第6

再任用管理職員の成績率

成績率の段階	基準	割合	合
上位	成績率対象者である職員のうち、30%程度の者	支給の都度定める。	
中位	上位及び下位以外の者	10000分の5405	
下位	個評欄の評定がD又はE評定の者	10000分の5117.5	
備考	上位の成績率は、支給日までに人事委員会へ報告する。		

別表第4

係長職警部補の成績率

成績率の段階	基準	割合	合
最上位	成績率対象者である職員のうち、10%程度の者	支給の都度定める。	
上位	成績率対象者である職員のうち、30%程度の者から最上位の職員を除いた者	支給の都度定める。	
中位	最上位、上位、下位以外の者	10000分の8550	
下位	実績評定欄の評定が甲、乙ともにE評定の者	10000分の8010	
備考	最上位及び上位の成績率は、支給日までに人事委員会へ報告する。		

別表第5

副主査職等の成績率

成績率の段階	基準	割合	合
最上位	成績率対象者である職員のうち、5%程度の者	支給の都度定める。	
上位	成績率対象者である職員のうち、30%程度の者から最上位の職員を除いた者	支給の都度定める。	
中位	最上位、上位、下位以外の者	10000分の8640	
下位	実績評定欄の評定が甲、乙ともにE評定の者	10000分の8100	
備考	最上位及び上位の成績率は、支給日までに人事委員会へ報告する。		

別表第6

再任用管理職員の成績率

成績率の段階	基準	割合	合
上位	成績率対象者である職員のうち、30%程度の者	支給の都度定める。	
中位	上位及び下位以外の者	10000分の4935	
下位	個評欄の評定がD又はE評定の者	10000分の4672.5	
備考	上位の成績率は、支給日までに人事委員会へ報告する。		

改正案

現行

別表第7

再任用係長職の成績率

成績率の段階	基準	割合	合
上位	成績率対象者である職員のうち、40%程度の者	支給の都度定める。	
中位	上位及び下位以外の者	10000分の4512.5	
下位	個評価の評定がD又はE評定の者	10000分の4227.5	
備考	上位の成績率は、支給日までに人事委員会へ報告する。		

別表第8

再任用係長職警部補の成績率

成績率の段階	基準	割合	合
上位	成績率対象者である職員のうち、40%程度の者	支給の都度定める。	
中位	上位及び下位以外の者	10000分の4512.5	
下位	実績評定欄の評定が甲、乙ともにE評定の者	10000分の4227.5	
備考	上位の成績率は、支給日までに人事委員会へ報告する。		

別表第9

再任用副主査職等の成績率

成績率の段階	基準	割合	合
上位	成績率対象者である職員のうち、40%程度の者	支給の都度定める。	
中位	上位及び下位以外の者	10000分の4560	
下位	実績評定欄の評定が甲、乙ともにE評定の者	10000分の4275	
備考	上位の成績率は、支給日までに人事委員会へ報告する。		

別表第7

再任用係長職の成績率

成績率の段階	基準	割合	合
上位	成績率対象者である職員のうち、40%程度の者	支給の都度定める。	
中位	上位及び下位以外の者	10000分の4037.5	
下位	個評価の評定がD又はE評定の者	10000分の3782.5	
備考	上位の成績率は、支給日までに人事委員会へ報告する。		

別表第8

再任用係長職警部補の成績率

成績率の段階	基準	割合	合
上位	成績率対象者である職員のうち、40%程度の者	支給の都度定める。	
中位	上位及び下位以外の者	10000分の4037.5	
下位	実績評定欄の評定が甲、乙ともにE評定の者	10000分の3782.5	
備考	上位の成績率は、支給日までに人事委員会へ報告する。		

別表第9

再任用副主査職等の成績率

成績率の段階	基準	割合	合
上位	成績率対象者である職員のうち、40%程度の者	支給の都度定める。	
中位	上位及び下位以外の者	10000分の4080	
下位	実績評定欄の評定が甲、乙ともにE評定の者	10000分の3825	
備考	上位の成績率は、支給日までに人事委員会へ報告する。		

消防

別紙

「東京消防庁職員の勤勉手当における成績率の運用に関する要綱」(平成15年3月25日付14人委任第216号承認)について、下記のとおりに改正する。

改正案	現行
<p>東京消防庁職員の勤勉手当における成績率の運用に関する要綱</p> <p>第1から第3まで (現行のとおり)</p> <p>第4 部長級職員の成績率の内容</p> <p>1 (現行のとおり)</p> <p>2 (現行のとおり)</p> <p>(1) 最上位 (現行のとおり)</p> <p>(2) 上位 (現行のとおり)</p> <p>(3) 中位 <u>10000分の12090</u></p> <p>(4) 下位 <u>10000分の11440</u></p> <p>(5) 最下位 (現行のとおり)</p> <p>第5 課長級職員の成績率の内容</p> <p>1 (現行のとおり)</p> <p>2 (現行のとおり)</p> <p>(1) 最上位 (現行のとおり)</p> <p>(2) 上位 (現行のとおり)</p> <p>(3) 中位 <u>10000分の11280</u></p> <p>(4) 下位 <u>10000分の10680</u></p> <p>(5) 最下位 (現行のとおり)</p>	<p>東京消防庁職員の勤勉手当における成績率の運用に関する要綱</p> <p>第1から第3まで (略)</p> <p>第4 部長級職員の成績率の内容</p> <p>1 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1) 最上位 (略)</p> <p>(2) 上位 (略)</p> <p>(3) 中位 <u>10000分の11160</u></p> <p>(4) 下位 <u>10000分の10560</u></p> <p>(5) 最下位 (略)</p> <p>第5 課長級職員の成績率の内容</p> <p>1 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1) 最上位 (略)</p> <p>(2) 上位 (略)</p> <p>(3) 中位 <u>10000分の10340</u></p> <p>(4) 下位 <u>10000分の9790</u></p> <p>(5) 最下位 (略)</p>

<p>第6 係長等職員の成績率の内容</p> <p>1 (現行のとおり)</p> <p>2 (現行のとおり)</p> <p>(1) 最上位 (現行のとおり)</p> <p>(2) 上位 (現行のとおり)</p> <p>(3) 中位 <u>10000分の9500</u></p> <p>(4) 下位 <u>10000分の9200</u></p> <p>(5) 最下位 <u>10000分の8900</u></p> <p>(6) 対象外 <u>10000分の10000</u></p> <p>第7 主任級以下職員の成績率の内容</p> <p>1 (現行のとおり)</p> <p>2 (現行のとおり)</p> <p>(1) 最上位 (現行のとおり)</p> <p>(2) 上位 (現行のとおり)</p> <p>(3) 中位 <u>10000分の9600</u></p> <p>(4) 下位 <u>10000分の9300</u></p> <p>(5) 最下位 <u>10000分の9000</u></p> <p>(6) 対象外 <u>10000分の10000</u></p> <p>第8 再任用管理職員の成績率の内容</p> <p>1 (現行のとおり)</p> <p>2 (現行のとおり)</p> <p>(1) 上位 (現行のとおり)</p> <p>(2) 中位 <u>10000分の5405</u></p> <p>(3) 下位 <u>10000分の5117.5</u></p> <p>第9 再任用係長等職員の成績率の内容</p>	<p>第6 係長等職員の成績率の内容</p> <p>1 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1) 最上位 (略)</p> <p>(2) 上位 (略)</p> <p>(3) 中位 <u>10000分の8550</u></p> <p>(4) 下位 <u>10000分の8280</u></p> <p>(5) 最下位 <u>10000分の8010</u></p> <p>(6) 対象外 <u>10000分の9000</u></p> <p>第7 主任級以下職員の成績率の内容</p> <p>1 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1) 最上位 (略)</p> <p>(2) 上位 (略)</p> <p>(3) 中位 <u>10000分の8640</u></p> <p>(4) 下位 <u>10000分の8370</u></p> <p>(5) 最下位 <u>10000分の8100</u></p> <p>(6) 対象外 <u>10000分の9000</u></p> <p>第8 再任用管理職員の成績率の内容</p> <p>1 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1) 上位 (略)</p> <p>(2) 中位 <u>10000分の4935</u></p> <p>(3) 下位 <u>10000分の4672.5</u></p> <p>第9 再任用係長等職員の成績率の内容</p>

<p>1 (現行のとおり)</p> <p>2 (現行のとおり)</p> <p>(1) 上位 (現行のとおり)</p> <p>(2) 中位 10000分の<u>4512.5</u></p> <p>(3) 下位 10000分の<u>4227.5</u></p> <p>(4) 対象外 10000分の<u>4750</u></p> <p>第10 再任用主任級以下職員の成績率の内容</p> <p>1 (現行のとおり)</p> <p>2 (現行のとおり)</p> <p>(1) 上位 (現行のとおり)</p> <p>(2) 中位 10000分の<u>4560</u></p> <p>(3) 下位 10000分の<u>4275</u></p> <p>(4) 対象外 10000分の<u>4750</u></p> <p>第11から第25まで (現行のとおり)</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成29年12月2日から施行し、平成29年12月1日 から適用する。</p>	<p>1 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1) 上位 (略)</p> <p>(2) 中位 10000分の<u>4037.5</u></p> <p>(3) 下位 10000分の<u>3782.5</u></p> <p>(4) 対象外 10000分の<u>4250</u></p> <p>第10 再任用主任級以下職員の成績率の内容</p> <p>1 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1) 上位 (略)</p> <p>(2) 中位 10000分の<u>4080</u></p> <p>(3) 下位 10000分の<u>3825</u></p> <p>(4) 対象外 10000分の<u>4250</u></p> <p>第11から第25まで (略)</p>
--	--